

人権方針

1. 基本方針

G-TEKT グループ（以下、「当社グループ」）は、人間の尊厳および基本的人権の尊重を事業活動の基盤とし、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重します。

本方針は、当社グループの人権尊重に関する基本的な考え方および行動指針を示すものです。本方針は各国・地域の法令および社内規程の適用を前提として運用され、これらを代替し、または優先するものではありません。

当社グループは、人権尊重の取り組みを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。

2. 国際規範の尊重および法令遵守

当社グループは、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を支持し、「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）」に基づいて事業活動を行います。

また、事業活動を行う各国・地域の法令を遵守します。各国法令と国際的に認められた人権との間に差異がある場合には、法令遵守を前提としつつ、国際的に認められた人権の尊重に最大限努めます。

3. 適用範囲

本方針は、当社グループ（株式会社ジーテクトおよびその子会社）のすべての役職員に適用されます。

また、サプライヤーを含むビジネスパートナーに対して、本方針への理解と支持を期待するとともに、契約、対話、評価等を通じて人権尊重の実践を促進します。

4. 人権尊重の重点課題

(1) 差別の防止と多様性の尊重

当社グループは、人種、皮膚の色、民族、宗教、生物学的な性、社会的・文化的な性別、性自認、性的指向、妊娠、国籍、出自、年齢、障がいその他法令上保護される属性を理由とする不当な差別を容認せず、公平な機会の提供と多様性の尊重に取り組みます。この考え方は、採用、配置、昇進、降格、解雇、一時解雇、異動、休職、報酬および教育訓練を含む、あらゆる雇用条件に適用されます。

(2) 強制労働・児童労働の防止

当社グループは、あらゆる形態の強制労働および児童労働の防止に取り組みます。また、児童労働に関する適用法令を遵守します。当社グループは、継続的なデューデリジェンスを含む最大限の努力を行い、強制労働または児童労働によって生産された原材料

がサプライチェーンで使用されることを禁止します。これには、そのような使用を防止するための条項を取引契約に盛り込むことが含まれます。

(3) 安全で健全な労働環境

当社グループは、労働安全衛生の確保およびハラスメントの防止を含め、従業員が安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。

(4) 結社の自由と労使対話

当社グループは、各国・地域の法令および慣行を踏まえ、結社の自由および団体交渉の権利を尊重し、誠実な対話を通じた労使関係の構築に努めます。

5. 人権デューデリジェンス

当社グループは、UNGPに基づき、人権デューデリジェンスを継続的に実施します。人権デューデリジェンスは、以下のプロセスで構成されます。

- 人権リスクの特定および評価
- 重要度に応じた優先順位付け
- 防止および軽減に向けた対応策の実施
- 有効性のモニタリングおよび継続的改

当社グループは、サプライヤーについて強制労働または児童労働のリスクに関するスクリーニングおよび監査を実施し、サプライヤーに対して、そのサプライチェーン全体においても国際的に認められた人権を尊重することを求めます。

6. 是正および救済

当社グループは、事業活動が人権への負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合には、適切な是正に取り組みます。

また、役職員および関係者が利用可能な通報・相談窓口を整備し、苦情への適切な対応に努めるとともに、正当な通報に対する不利益取扱いを行いません。

7. ステークホルダーとの対話

当社グループは、従業員、サプライヤー、地域社会その他のステークホルダーとの対話を通じて人権課題の把握に努め、その対応の向上に取り組みます。

8. 教育・啓発

当社グループは、本方針の理解と実践の定着を目的として、役職員に対する教育および啓発活動を推進します。

9. ガバナンスおよび管理体制

本方針の実施状況は、コンプライアンス・オフィサーの責任の下で管理され、その状況は経営層および取締役会に報告されます。

10. 情報開示および継続的改善

当社グループは、人権尊重の取り組みについて、統合報告書等を通じて適切に開示します。

また、本方針および関連する取り組みについて、継続的な見直しと改善に努めます。

2026 年 9 月 24 日

株式会社ジーテクト

代表取締役社長 高尾 直宏

【人権方針 付属書 重点人権課題】

当社グループは、事業活動に伴う人権への負の影響を踏まえ、以下の分野を重点人権課題として認識し、優先的に取り組みます。これらの課題は、人権デューデリジェンスの結果等に基づき定期的に見直します。

(1) 差別の防止と多様性の尊重

当社グループは、人種、皮膚の色、民族、宗教、生物学的な性、社会的・文化的な性別、性自認、性的指向、国籍、出自、年齢、障がいその他法令上保護される属性を理由とする違法な差別を容認せず、多様な価値観を尊重し、公平に活躍できる環境づくりに取り組みます。

(2) 強制労働および児童労働の防止

当社グループは、あらゆる形態の強制労働および児童労働を禁止するとともに、その防止に取り組みます。

(3) 安全で健全な労働環境

当社グループは、労働関連法令の遵守に加え、ハラスメントの防止等を通じて、安全で健全な労働環境の確保に取り組みます。

(4) 結社の自由および労使対話

当社グループは、各国・地域の法令および慣行を踏まえ、結社の自由および団体交渉の権利を尊重し、誠実な対話を通じた労使関係の構築に努めます。